

事務連絡
平成31年3月29日

都道府県教育委員会施設主管課 御中
各都道府県私立学校主管部課 御中
都道府県、指定都市、中核市民生主管部（局） 御中

文部科学省
大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付
高等教育局私学部私学助成課
厚生労働省
子ども家庭局子育て支援課

幼保連携型認定こども園における災害復旧事業の補助額の算定方法について

幼保連携型認定こども園における災害復旧事業については、これまで厚生労働省と文部科学省との相互の協力のもと、適切な執行に努めているところですが、このたび、両省の災害復旧事業における経費負担の在り方について、より明確化を図るため、それぞれの補助額の算出方法を別紙のとおりといたしました。

については、本通知の発出日以降における幼保連携型認定こども園の災害復旧事業に係る経費の算出方法は、別紙のとおりとなりますので、よろしく取り計らい願います。

また、本件について、都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村等教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては、域内の指定都市及び中核市並びに所轄の幼保連携型認定こども園に対して、都道府県民生主管部（局）におかれては、貴管内市区町村に対して、周知徹底をはかり遺漏なきよう願います。

なお、本件に関して、ご不明な点等がありましたら、下記の連絡先までご相談願います。

（連絡先）

【文部科学省】

公立：文教施設企画・防災部

参事官（施設防災担当）付 災害復旧係

電話03-5253-4111（内線：3036）FAX03-6734-3689

私立：高等教育局 私学部 私学助成課 助成第二係

電話03-5253-4111（内線：2774）FAX03-6734-3396

【厚生労働省】

子ども家庭局 子育て支援課 施設調整等業務室 調整係

電話03-5253-1111（内線：4964）FAX03-3595-2749

幼保連携型認定こども園に係る災害復旧事業費の算出方法について

1. 直接工事費

- ・ 幼保それぞれの専用面積ごとに工事費を算出する。
 - ①：1号認定こども^{※1}（幼稚園相当）の専用面積に係る工事費（文部科学省）
 - ②：2・3号認定こども^{※2}（保育所相当）の専用面積に係る工事費（厚生労働省）
- ・ 共用面積の工事費は、共用部分に係る工事費を認定こども定員総数で按分し、幼保それぞれの工事費を算出する。
 - ③：共用面積分の工事費 × （1号認定こども定員数（幼稚園相当）／認定こども定員総数）
 - ④：共用面積分の工事費 × （2・3号認定こども定員数（保育所相当）／認定こども定員総数）

※1：子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に該当する子ども

※2：子ども・子育て支援法第19条第1項第2・3号に該当する子ども

2. 共通仮設費等^{※3}

- ・ 共通仮設費等については、「直接工事費の総額」に占める「幼保それぞれの直接工事費」の割合により按分する。
 - ⑤：共通仮設費等（幼稚園相当） = 共通仮設費等の総額 × a
a = （① + ③） / 直接工事費の総額
 - ⑥：共通仮設費等（保育所相当） = 共通仮設費等の総額 × b
b = （② + ④） / 直接工事費の総額
- ・ 上記による算定方法を原則とするが、被災状況により上記の算定方法では算出することが適当ではない場合は、所管省に相談の上、適切な配分方法により金額を算出する。

※3：等とは、工事監理委託の他、復旧工事を実施するため直接必要な経費のこと。

3. 諸経費^{※4}

- ・ 諸経費については、各施設の調査要領に基づいて適正に計上する。ただし、見積金額等の現地適正価格として算出された金額がある場合は、その金額と調査要領により算出した金額を比較し、いずれかの低い金額とする。

※4：諸経費とは、現場管理費及び一般管理費等のこと。

4. 補助対象経費の算出方法

- ・ 各省の補助対象経費は次の式により算出する。
- ・ 直接工事費 + 共通仮設費等 + 諸経費
文部科学省分 = ① + ③ + ⑤ + 諸経費
厚生労働省分 = ② + ④ + ⑥ + 諸経費